

南和広域医療組合議会

平成27年第1回臨時会

提出議案

平成27年7月

南和広域医療組合

提出議案目次

議案番号	事 件 名	頁
承第 2 号	平成 2 6 年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第 2 号）の専決処 分の報告及び承認について	1 頁
報第 1 号	平成 2 6 年度南和広域医療組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	9 頁
議第 1 1 号	南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例の制定について	1 1 頁
議第 1 2 号	平成 2 7 年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第 1 号）について	1 3 頁
議第 1 3 号	物品売買契約の締結について（バイプレーン血管造影装置等一式）	1 9 頁
議第 1 4 号	物品売買契約の締結について（コンピュータ断層撮影装置一式）	2 0 頁
議第 1 5 号	物品売買契約の締結について（透析装置一式）	2 1 頁
議第 1 6 号	物品売買契約の締結について（麻酔管理システム等一式）	2 2 頁

承第 2 号

平成26年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第2号）の
専決処分の報告及び承認について

平成26年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第2号）について、次のとおり
専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用
する同法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

平成27年7月10日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

専決処分書

平成26年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

平成26年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第2号）

平成26年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,065千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,581,786千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		925,633	△12,047	913,586
	1 負担金	925,633	△12,047	913,586
2 県支出金		378,107	△38,293	339,814
	1 県補助金	378,107	△38,293	339,814
3 財産収入		3,500	△633	2,867
	1 財産運用収入	3,500	△633	2,867
4 諸収入		111	△92	19
	1 組合預金利子	100	△100	0
	2 雑入	11	8	19
歳入合計		1,632,851	△51,065	1,581,786

3

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,958	△385	1,573
	1 議会費	1,958	△385	1,573
2 総務費		178,546	△25,351	153,195
	1 総務管理費	178,546	△25,351	153,195
3 土木費		1,444,428	△18,050	1,426,378
	1 建設改良費	1,444,428	△18,050	1,426,378
4 公債費		7,919	△7,279	640
	1 公債費	7,919	△7,279	640
歳出合計		1,632,851	△51,065	1,581,786

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	925,633	△12,047	913,586
2 県支出金	378,107	△38,293	339,814
3 財産収入	3,500	△633	2,867
4 諸収入	111	△92	19
歳入合計	1,632,851	△51,065	1,581,786

4

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,958	△385	1,573	△385	0	0	0
2 総務費	178,546	△25,351	153,195	△19,858	0	△5,493	0
3 土木費	1,444,428	△18,050	1,426,378	△18,050	0	0	0
4 公債費	7,919	△7,279	640	0	0	△7,279	0
歳出合計	1,632,851	△51,065	1,581,786	△38,293	0	△12,772	0

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 運営費負担金	144,114	△ 4,768	139,346	1 運営費負担金	△ 4,768	県・市町村運営費負担金
3 公債費負担金	7,919	△ 7,279	640	1 公債費負担金	△ 7,279	市町村公債費負担金
計	925,633	△ 12,047	913,586			

(款) 2 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事務費県補助金	32,779	△ 20,243	12,536	1 事務費県補助金	△ 20,243	地域医療再生基金事務費県補助金
2 事業費県補助金	345,328	△ 18,050	327,278	1 事業費県補助金	△ 18,050	地域医療再生基金事業費県補助金 351 医療施設耐震課促進基金事業費県補助金 △ 18,401
計	378,107	△ 38,293	339,814			

(款) 3 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	3,500	△ 633	2,867	1 利子及び配当金	△ 633	南和広域医療組合整備運営基金利子収入
計	3,500	△ 633	2,867			

(款) 4 諸収入

(項) 1 組合預金利子

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 組合預金利子	100	△ 100	0	1 組合預金利子	△ 100	組合預金利子
計	100	△ 100	0			

(款) 4 諸収入

(項) 2 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	11	8	19	1 雑入	8	雇用保険自己負担金
計	11	8	19			

3 歳 出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	1,958	△ 385	1,573	△ 385				9 旅費	△ 32	費用弁償
								11 需用費	△ 14	消耗品費
								12 役務費	△ 231	筆耕翻訳料
								13 委託料	△ 72	インターネット議会中継業務委託
								14 使用料及び	△ 36	車借上料
計	1,958	△ 385	1,573	△ 385		0				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	178,098	△ 25,109	152,989	△ 19,616		△ 5,493		1 報酬	△ 68	監査委員報酬
								2 給料	△ 1,576	副管理者
								3 職員手当等	△ 315	期末手当 通勤手当
								4 共済費	△ 603	地方公務員共済組合負担金 社会保険料等
								7 賃金	△ 193	臨時雇賃金
								8 報償費	△ 589	謝金 名称・シンボルマーク等採用者報償金 商標手続報償金
								9 旅費	△ 46	費用弁償
								11 需用費	△ 2,448	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費
								12 役務費	△ 905	通信運搬費 手数料 保険料
								13 委託料	△ 12,677	例規集作成業務委託 健康診断委託 財務会計システム保守委託 商標調査委託

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							13 委託料		職員採用パンフレット・ポスター作成 業務委託 Δ 2,700	
							14 使用料及び 賃借料	Δ 2,693	複写機使用料 Δ 62 財務会計システム使用料 Δ 1,703 例規集更新システム使用料 Δ 368 会場使用料 Δ 560	
							18 備品購入費	Δ 44	事務用備品	
							19 負担金補助 及び交付金	Δ 2,319	派遣職員人件費負担金 Δ 2,216 光熱水費負担金 Δ 33 各種講習参加負担金 Δ 70	
							25 積立金	Δ 633	南和広域医療組合整備運営基金積立金	
2 南和広域医 療組合会館 (防災セン ター) 管理 費	448	Δ 242	206	Δ 242			11 需用費	Δ 72	消耗品費 Δ 55 光熱水費 Δ 17	
							12 役務費	Δ 154	通信運搬費	
							14 使用料及び 賃借料	Δ 16	放送受信料	
計	178,546	Δ 25,351	153,195	Δ 19,858						

(款) 3 土木費

(項) 1 建設改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 施設整備事 業費	1,444,428	Δ 18,050	1,426,378	Δ 18,050			8 報償費	Δ 789	謝金	
							9 旅費	Δ 603	費用弁償 Δ 80 普通旅費 Δ 523	
							11 需用費	Δ 623	消耗品費 Δ 518 燃料費 Δ 105	
							12 役務費	Δ 2,080	手数料	
							13 委託料	Δ 12,440	救急病院等建築工事監理委託 Δ 2,430 土木技術業務補助業務委託 Δ 8,897 草刈等業務委託 Δ 1,113	

(款) 3 土木費

(項) 1 建設改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							14 使用料及び賃借料	△ 1,515	複写機使用料 △ 255 積算システム使用料 △ 124 車借上料 △ 1,105 会場等借上料 △ 31	
計	1,444,428	△ 18,050	1,426,378	△ 18,050	0					

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 公債費	7,919	△ 7,279	640			△ 7,279	23 償還金利息及び割引料	△ 7,279	病院事業債利息	
計	7,919	△ 7,279	640			△ 7,279				

報第 1 号

平成26年度南和広域医療組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成26年度南和広域医療組合一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成27年7月10日提出

南和広域医療組合管理者 荒井正吾

記

平成26年度南和広域医療組合一般会計繰越明許費繰越計算書（次のとおり）

平成26年度 南和広域医療組合一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収 特定財源	未収 特定財源	入 一般財源	
3	土木費	1 建設改良費	救急病院等施設整備事業	1,334,000,000	1,334,000,000		負担金 773,600,000 県支出金 234,900,000 組合債 325,500,000	

議第 11 号

南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例の制定について

南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年7月10日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例

(病院事業の設置)

第1条 南和地域の住民の健康保持に必要な医療を提供するため、南和広域医療組合病院事業（以下「病院事業」という。）を設置する。

(経営の基本方針)

第2条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(病院の名称及び位置等)

第3条 病院事業の用に供する病院（以下「病院」という。）の名称、位置及び病床数は、次のとおりとし、診療科目は規則で定める。

名 称	位 置	病床数
南和広域医療組合南奈良総合医療センター	奈良県吉野郡大淀町	232
南和広域医療組合五條病院	奈良県五條市	90
南和広域医療組合吉野病院	奈良県吉野郡吉野町	96

(病院の附属施設の名称及び位置等)

第4条 病院の附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
南和広域医療組合南奈良看護専門学校	奈良県吉野郡大淀町

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託

の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの。

(2) 法律上南和広域医療組合の業務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500万円以上のもの。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 組合管理者は、法第40条の2第1項の規定に基づく病院事業の業務の状況を説明する書類を毎事業年度、4月1日から9月30日までの期間に係るものにあつては11月30日までに、10月1日から3月31日までの期間に係るものにあつては5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第1項に定めた期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、管理者は、事故の止んだときからできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正)

2 南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成24年条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「及び財産の取得又は処分」を削り、第3条を削る。

議第 12 号

平成27年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第1号）について

平成27年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,466,119千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年7月10日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		3,429,527	300,000	3,729,527
	1 県補助金	3,429,527	300,000	3,729,527
歳入合計		10,166,119	300,000	10,466,119

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 土木費		9,861,132	300,000	10,161,132
	1 建設改良費	9,861,132	300,000	10,161,132
歳出合計		10,166,119	300,000	10,466,119

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 県 支 出 金	3,429,527	300,000	3,729,527
歳入合計	10,166,119	300,000	10,466,119

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 土 木 費	9,861,132	300,000	10,161,132	300,000			
歳出合計	10,166,119	300,000	10,466,119	300,000			

2 歳入

(款) 2 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2 事業費県補助金	3,355,232	300,000	3,655,232	1 事業費県補助金	300,000	地域医療再生基金事業費県補助金 300,000
計	3,429,527	300,000	3,729,527			

3 歳出

(款) 3 土木費

(項) 1 建設改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1 施設整備 事業費	9,861,132	300,000	10,161,132	300,000			15 工事請負費	300,000	南奈良総合医療センター等建築工事 300,000	
計	9,861,132	300,000	10,161,132	300,000						

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
五條病院改修事業に要する費用	平成28年度	1,865,378	平成28年度	1,965,378

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般 財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
五條病院改修事業に要する費用	1,965,378	—	—	平成28年度	1,965,378	169,078	531,900	1,264,400	0

議第 13 号

物品売買契約の締結について（バイプレーン血管造影装置等一式）

物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

よって、南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年7月10日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

記

- 1 品名、品質及び数量 バイプレーン血管造影装置及び IVR-CT 一式
磁気共鳴断層撮影装置既設品の移設及び機能強化 一式
- 2 納入期限 平成28年3月4日（金）
- 3 納入場所 南和広域医療組合南奈良総合医療センター
- 4 契約金額 460,080,000円
（消費税及び地方消費税（計8%）を含む。）
- 5 契約の相手方 東京都文京区湯島1-6-3湯島一丁目ビル3階
株式会社メディカ・ライン
代表取締役 佐藤 望

議第 14 号

物品売買契約の締結について（コンピュータ断層撮影装置一式）

物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

よって、南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年7月10日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

記

- 1 品名、品質及び数量 コンピュータ断層撮影装置 一式
- 2 納入期限 平成28年3月4日（金）
- 3 納入場所 南和広域医療組合南奈良総合医療センター
- 4 契約金額 117,720,000円
（消費税及び地方消費税（計8%）を含む。）
- 5 契約の相手方 東京都文京区湯島1-6-3湯島一丁目ビル3階
株式会社メディカ・ライン
代表取締役 佐藤 望

議第 15 号

物品売買契約の締結について（透析装置一式）

物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

よって、南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年7月10日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

記

- 1 品名、品質及び数量 透析装置 一式
- 2 納入期限 平成28年3月1日（火）
- 3 納入場所 南和広域医療組合南奈良総合医療センター
- 4 契約金額 77,760,000円
（消費税及び地方消費税（計8%）を含む。）
- 5 契約の相手方 奈良県奈良市西九条町2-10-6
宮野医療器株式会社 奈良営業所
所長 谷内 要亮

議第 16 号

物品売買契約の締結について（麻醉管理システム等一式）

物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

よって、南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年7月10日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

記

- 1 品名、品質及び数量 麻醉管理システム等 一式
- 2 納入期限 平成28年3月1日（火）
- 3 納入場所 南和広域医療組合南奈良総合医療センター
- 4 契約金額 165,240,000円
（消費税及び地方消費税（計8%）を含む。）
- 5 契約の相手方 奈良県奈良市西九条町2-10-6
宮野医療器株式会社 奈良営業所
所長 谷内 要亮